

別府大学短期大学部学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、別府大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

栄養学、教育学、総合科学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学学則第34条に基づき、本学の所定の課程を修めて卒業した者に授与する。

(学位名称の使用)

第4条 本学において学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「別府大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位の取消)

第5条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたとき、又はその名誉を汚辱する行為があつてときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第6条 学位記の様式は、様式1のとおりとする。

附 則

1. この規程は、平成18年1月1日から施行し、平成18年1月1日から適用する。